
第9編 原子力災害対策計画

第1章 総則

■基本的考え方

この計画は、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び県の「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に準拠して、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護について定めるものである。

関係班

全班

第1節 目的

本計画は、災対法及び原子力災害対策特別措置法（（以下「原災法」という）平成11年法律第156号）に基づき、原子力事業者の原子炉運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する原子力災害に対しての事前対策及び発生時の緊急応急対策並びに原子力災害事後の中長期にわたる必要な対策について、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び県の「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に準拠して、所在・関係周辺市町村以外の市として実施すべき事項等を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の基礎とする災害の想定及びその地域の範囲

1 計画の基礎とする災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷な事故を想定する。

2 原災法対策事業所及び所在・関係周辺市町村の範囲

県内には多くの原子力事業所があり、そこで扱われる放射性物質の種類、量、使用方法は様々である。

原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、「原子力災害対策指針」に示される「原子力災害対策重点区域」を基準としている。

原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村を含む原子力災害対策重点区域は、表1「原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域」のとおりとしている。

3 つくばみらい市の原子力災害対策上の位置づけ（範囲）

つくばみらい市は、「表1 原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域」のとおり、原子力災害対策重点区域を設定する原子力施設の所在・関係周辺市町村ではない。

しかしながら、福島第一原子力発電所事故のプルーム通過による放射性物質の影響が及んだことが否定できないこと、原子力災害対策指針において必要に応じてUPZ以遠の周辺地域も考慮していることから「UPZ外」の区域として策定する。

表1：原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域※1

地区	原災法対象事業所 〔所在市町村〕	注2) 許可等区分	原子力災害対策重点区域		
			重点区域を設定 する原子力施設	重点区域の 範囲	所在・関係周辺 市町村
東海 ・ 那珂 地区	・日本原子力発電(株) 東海発電所・東海第二発電所 (略称：原電東海) 〔東海村〕	原子炉	発電用原子炉施設	(PAZ) 約5km (UPZ) 約30km	東海村 水戸市 日立市 常陸太田市 高萩市 笠間市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 鉾田市 茨城町 大洗町 城里町 大子町
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 (略称：機構原科研) 〔東海村〕	原子炉 使用 廃棄物施設	試験研究用等原子 炉施設(JRR-3)	(UPZ) 約5km	東海村 日立市 ひたちなか市
			試験研究用等原子 炉施設(JRR-4)	(UPZ) 約500m	東海村
	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 (略称：機構サイクル研) 〔東海村〕	再処理 使用	再処理施設	(UPZ) 約5km	東海村 日立市 ひたちなか市
	・原子燃料工業(株)東海事業 所(略称：原燃工) 〔東海村〕	加工 使用	加工施設	(UPZ) 約500m	東海村
	・三菱原子燃料(株) (略称：三菱原燃) 〔東海村、那珂市〕	加工	加工施設	(UPZ) 約1km	東海村 那珂市
	・国立大学法人東京大学大学院 工学系研究科 原子力専攻 (略称：東大東海) 〔東海村〕	原子炉 使用	—	—	—
	・(公財)核物質管理センター 東海保障措置センター (略称：核管理センター) 〔東海村〕	使用	—	—	—
・MHI原子力研究開発(株) (略称：NDC) 〔東海村〕	使用	—	—	—	
大洗・ 鉾田 地区	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (略称：機構大洗) 〔大洗町、鉾田市〕	原子炉 使用 廃棄物管理	試験研究用等原子 炉施設(常陽)	(UPZ) 約5km	大洗町 鉾田市 水戸市 茨城町
			試験研究用等原子 炉施設(HTR)		
試験研究用等原子 炉施設(JMTR)					
	・日本核燃料開発(株) (略称：日本核燃) 〔大洗町〕	使用	—	—	—

※1：原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Planning Zone）

※2：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）の許可等の区分による。

第3節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいて、原子力施設の異常事態が発生した場合は、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

- ①警戒事態：この時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階
- ②施設敷地緊急事態：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階
- ③全面緊急事態：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響リスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する事態

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である「OIL：運用上の介入レベル」と照らし合わせ必要な防護措置を実施することとする。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものとする。

第2節 情報の収集、連絡体制等の整備

市は、国、県、所在・関係周辺市町村と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。

第1 情報の収集、連絡体制の整備

1 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対して万全を期すため、国、県、所在・関係周辺市町村との間において確実な情報の収集・連絡体制を整備する。この際、次の項目に留意する。

- ①防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先
(電気、ガス、輸送、通信、医療等の公益的事業所)
- ②防護対策の決定者(国・県等)への連絡方法
(報告内容、通信手段、通常の意味決定者が不在の場合の代替者(優先順位)を含む。)
- ③関係機関への指示連絡先(夜間・休日等の勤務時間外の対応等含む)

2 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力するとともに、多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

3 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会(国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成)と連携し、非常通信ルートを作成するなど、非常時における通信体制の整備や有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

4 関係機関等から意見聴取等ができる体制の確立

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる体制の確立に努める。

第2 情報の分析・整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析・整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積

市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

3 情報・通信ネットワークの多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの情報共有や、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるように「第2編 風水害等対策計画 第1章 第4節 情報通信設備等の整備」を準用するほか、あらかじめ情報・通信連絡網における諸設備等の整備を行うとともに、その取扱い方法等について習熟するように努める。

第3節 緊急事態応急対策の体制整備

市は、原子力災害時の応急対策を効果的に行うため、緊急事態応急対策の体制について整備する。

第1 警戒体制の整備

1 体制の整備

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、速やかに状況に合わせた職員の参集、情報収集・連絡が行えるよう、「災害時の各体制図」について常に最新の状態に維持・整備する。
また、各課長は、「災害時の各体制図」を職員に周知徹底する。

2 警戒本部の立ち上げ準備体制

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、直ちに国及び県との連絡体制を確立して、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

連絡体制は、「つくばみらい市職員初動マニュアル(防災・国民保護)」に基づく体制とする。

3 警戒体制

市は、「つくばみらい市職員初動マニュアル(防災・国民保護)」に基づき警戒体制をとり、警戒本部を設置する。

また、状況により職員を増強し、柔軟に応急対策を行う。

第2 非常体制の整備

①市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言(全面緊急事態)を発出した場合に、直ちに非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。

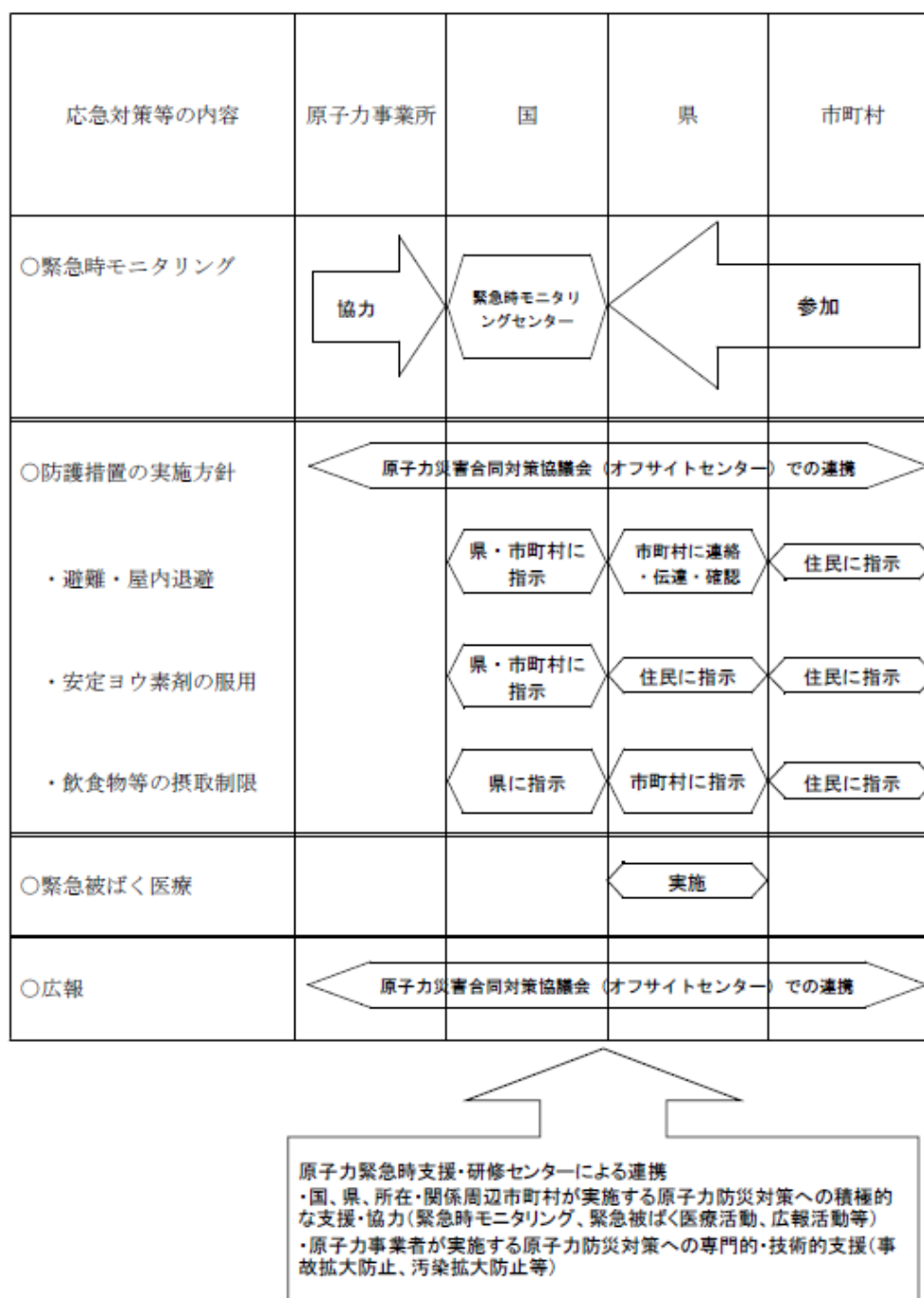
②市は、「つくばみらい市職員初動マニュアル(防災・国民保護)」に基づき非常体制をとり、災害対策本部を設置する。

第3 長期化に備えた動員体制の整備と応急対策等の役割分担

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備える。

なお、応急対策等の内容と国、県、市町村との役割分担は図1「原子力緊急事態宣言発出後における応急対策等の内容と国、県、市町村の役割分担」のとおりとする。

図：原子力緊急事態宣言発出後における応急対策等の内容と国、県、市の役割分担



第4 広域的な応援協力体制の整備

- ①市は、「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」及び「福島県原子力災害広域避難計画」に基づき、国、茨城県及び福島県と協力し、緊急時に必要な資機材、人員、避難等の後方支援等について必要な準備を整える。
- ②市は、「原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定」及び「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」を締結しており、協定に基づき必要な準備を整える。

第5 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者から警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ県に対して事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第6 放射性物質による環境汚染

市は、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備(人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等)を行う。

第7 複合災害に備えた体制の整備等

市は、国及び県と連携し、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生の可能性を認識し、防災計画を最新なものとし、備えの充実を図る。

また、必要な人員及び資機材が不足するおそれがある場合を想定し、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第4節 広域避難受入れ体制の整備

市は、原子力災害時の広域避難の受入を円滑に行うため、体制について整備する。

第1 広域避難受入れ等

PAZ 及び UPZ 内の自治体は、自治体区域外への広域避難が必要となるため、市は「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」、「福島県原子力災害広域避難計画」、「原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定」及び「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」に基づき、その避難を支援し、避難者を受け入れるため、避難元自治体と綿密に調整を行う。

また市は、UPZ 外であり、緊急時モニタリングにおいて必要と認めた場合、県と連携し必要な防護措置を実施することとする。この際、経過に応じた市民に提供すべき原子力防災情報等について整理を行う。

第2 広域避難の指定避難所等の整備

市は、原則として「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」において指定された広域避難の指定避難所を避難元自治体からの避難者の受入避難所として指定する。

表：つくばみらい市 広域避難の受入避難所

施設名	住 所	電話番号
小張小学校	つくばみらい市小張 1661	0297-58-0003
伊奈小学校	つくばみらい市谷井田 2047	0297-58-1143
豊小学校	つくばみらい市豊体 1692	0297-58-1008
伊奈東小学校	つくばみらい市板橋 2379	0297-58-0002
谷原小学校	つくばみらい市加藤 241	0297-52-2009
十和小学校	つくばみらい市上長沼 1250	0297-52-4332
福岡小学校	つくばみらい市福岡 971	0297-52-5004
小絹小学校	つくばみらい市小絹 858	0297-52-3008
陽光台小学校	つくばみらい市陽光台3-1	0297-44-5817
富士見ヶ丘小学校	つくばみらい市富士見ヶ丘2-18-1	0297-34-1223
伊奈中学校	つくばみらい市市野深 600	0297-58-0201
伊奈東中学校	つくばみらい市南太田 254	0297-58-4631
谷和原中学校	つくばみらい市古川 950	0297-52-2038
小絹中学校	つくばみらい市絹の台1-14-2	0297-52-0505
茨城県立伊奈高等学校	つくばみらい市福田 711	0297-58-6175
茨城県立伊奈特別支援学校	つくばみらい市青古新田 300	0297-58-8727
わかくさ幼稚園(旧三島小学校)	つくばみらい市下島 422	0297-58-2505
すみれ幼稚園(旧東小学校)	つくばみらい市足高 1313	0297-58-6529
谷井田コミュニティセンター	つくばみらい市谷井田 1960	0297-57-8551
小絹コミュニティセンター	つくばみらい市小絹 848	0297-52-0789
板橋コミュニティセンター	つくばみらい市板橋 2675-1	0297-58-9797
みらい平コミュニティセンター	つくばみらい市紫峰ヶ丘4-4-1	0297-38-7240
総合運動公園	つくばみらい市小張 1770	0297-58-4005
総合福祉施設きらくやまふれあいの丘	つくばみらい市神生 530	0297-57-0123
谷和原公民館	つくばみらい市古川 1025	0297-52-2141
小絹児童館	つくばみらい市絹の台3-1-4	0297-25-2151
伊奈公民館	つくばみらい市福田 195	0297-58-5081
高齢者センター	つくばみらい市小絹 907-1	—

第3 緊急輸送手段の確保

市は、広域避難を円滑に受け入れるために、交通経路(緊急輸送道路)確保を図り必要に応じ道路の障害物の除去等を迅速に行う。その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路の障害物を除去する資機材、車両及び緊急通行車両の調達体制の整備に努める。

第5節 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、原子力災害時の応急対策を効果的に行うため、緊急事態応急対策の体制について整備する。

第1 緊急被ばく医療活動体制の整備

市は、国及び県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査について協力するとともに、体制の整備を図る。

第2 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、安定ヨウ素剤の服用の準備が必要な場合は、県と連携して適時・適切な配布・服用ができるように体制を整備する。

1 緊急時における配布体制の整備

- ①市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるものとする。
- ②市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。
- ③市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

第6節 市民等への広報体制の整備

第1 情報の整理等

市は、国及び県と連携し、緊急事態の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、分りやすく正確で具体的な内容となるように整理する。

また、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように留意する。

第2 広報手段の整備

市は、地震等との複合災害を考慮し、市民等への確かな広報を行えるように「第2編 風水害等対策計画 第1章 第4節 情報通信設備等の整備」に基づき、広報手段を整備する。

また、放送事業者、新聞社等の報道機関に協力を求めるとともに、多様なメディアを活用し市民に対して広報を行う。

第3 広報体制の整備

市は、国及び県と連携し、市民等の問合せに対応する窓口を、「つくばみらい市職員初動マニュアル(防災・国民保護)」に基づき準備するとともに、原子力災害の特殊性に鑑み、災害情報を市民等に迅速かつ滞りなく伝達されるよう、消防団、自主防災組織等の協力を得てできる体制の整備を図る。

第7節 市民に対する原子力防災知識の普及

市は、国及び県と協力して、以下に掲げる事項等について原子力災害の特殊性を考慮し、市民に対し平素から原子力防災に関する知識の普及に努める。

また、学校等と連携し、総合的な学習の時間を活用するなど知識の普及に努めるとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要配慮者へ十分に配慮して広報を行う。

- ①原子力施設の概要
- ②放射性物質、放射線の特性
- ③放射線による健康への影響
- ④環境放射線モニタリング
- ⑤原子力災害時の市民への広報手段
- ⑥原子力災害時、国、県及び市が講じる防災対策の内容
- ⑦原子力災害時、市民が取るべき行動、留意すべき事項

第8節 防災業務担当職員の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を向上させるとともに、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務担当職員に向けて行う原子力防災に関する研修を積極的に活用する等、人材育成に努める。

また、国、県及び防災関係機関と連携して、市職員等の原子力防災業務担当に対して、必要に応じ研修等を行う。

第9節 防災訓練等の実施

第1 防災訓練の実施

市は、市民に対し、原子力災害時に取りべき行動や留意点等についての知識の普及と意識の向上を図るため、地震災害対応訓練等と連携した防災訓練を行う。

また、広域避難協定締結自治体と連携し、指定避難所に対する受入れ要領について訓練を行い、能力向上を図る。この際、次の項目に留意する。

- ①災害対策本部等の設置運営訓練
- ②緊急時通信訓練
- ③緊急モニタリング訓練
- ④市民に対する情報伝達・広報訓練
- ⑤広域避難訓練・交通規制訓練
- ⑥被ばく医療訓練

第2 実践的な訓練と事後評価

市は、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目を具体的に定めるとともに、訓練終了後、専門家を活用して訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし適宜、緊急時のマニュアルの作成・改定に活用するなど、原子力防災体制の改善を図る。

また、必要に応じて、訓練及び事後評価の方法の見直しを行う。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合の対応及び原子力緊急事態宣言（全面緊急事態）を発出した場合の市としての緊急事態応急対策を中心に示したものである。

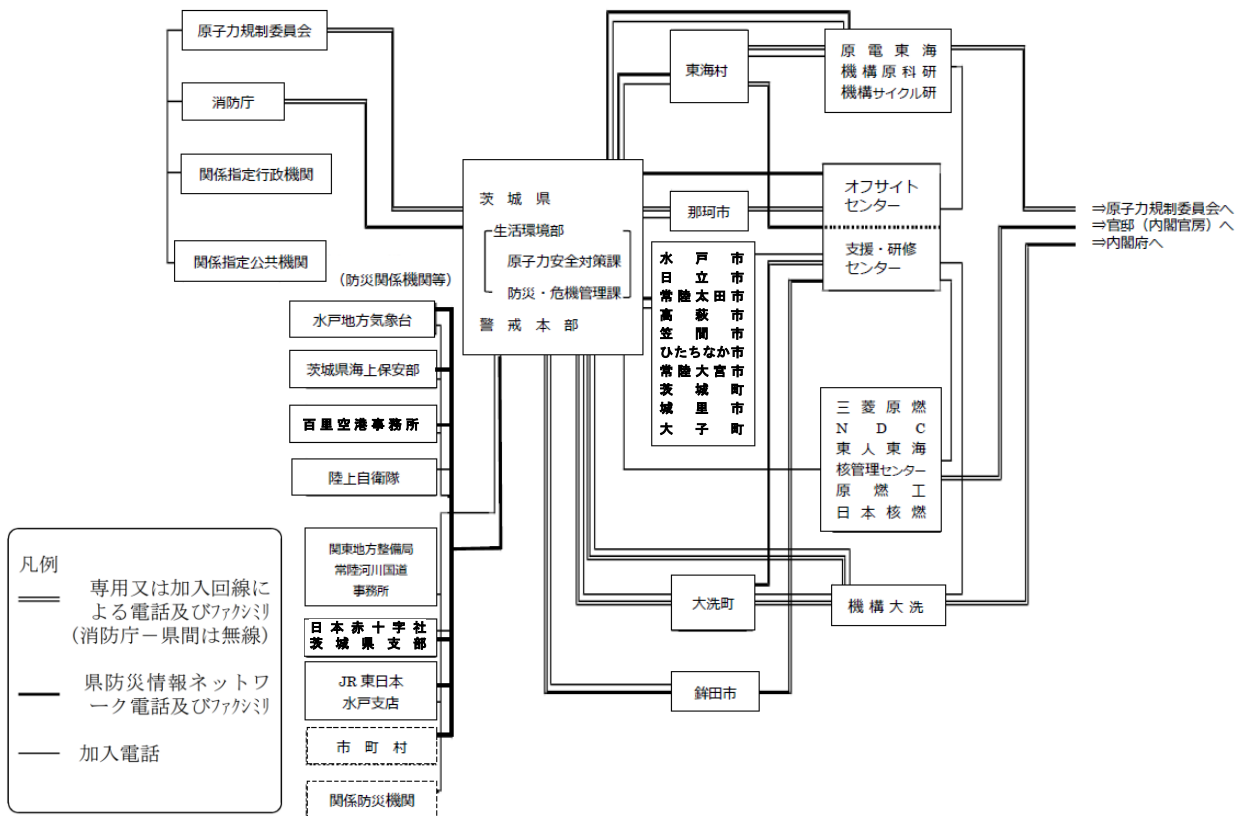
第2節 事故発生時における連絡及び広報

第1 事故発生時の連絡

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、警戒本部を設置するとともに、市と県等との間の通信連絡は、原則として図2により行う。

なお、県災害対策本部設置前における県の担当課は、防災・危機管理部原子力安全対策課、防災・危機管理課である。

図：茨城県通信連絡系統



第2 応急対策活動情報の連絡

1 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ①市は、通報を受けた事態に対する県への問合せは、簡潔、明瞭に行うものとする。
- ②市は、指定地方公共機関等との間において、県から通報・連絡を受けた事項、市が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、密接に連絡を行う。
- ③市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密接に行う。

2 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

市は、県の対策本部と連携し、施設の状況、モニタリング、災害情報、医療関係情報、屋内避難状況の把握等を行い、継続的に情報を収集するとともに、緊急事態対策について必要な調整を県、指定公共機関等と行う。

第3 一般回線が使用できない場合の対処

災害の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、茨城県防災情報ネットワークシステムの衛星回線等を使用するとともに、市が保有し、使用できる情報収集・広報手段を使い、情報収集・連絡を行う。

第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングにおいて、国及び県をはじめとする関係機関と協力・連携するとともに、状況により市が保有する測定装置を使用して、定点測定により協力・参加する。

また、県から飲食物の摂取制限、屋内退避、避難等の各種防護対策に必要なモニタリング結果の把握に努めるとともに、気象予測や大気中拡散予測による市への影響も予測して、対策を検討する。

第3節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

1 事故対策のための警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受け、市長が必要と認めた場合、速やかに状況に合わせた体制の確立、情報収集・連絡が行えるよう、「つくばみらい市職員初動マニュアル（防災・国民保護）」、「災害対策本部（災害警戒本部）の配備体制」に基づき職員を参集する。この際、状況により職員を増強するとともに、国及び県との密接な連携に留意する。

(2) 情報収集・広報活動

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、国及び県との連携を図りつつ事故の状況の把握に努める。

また、市民への災害情報等を実施できる体制を整え、適時・正確に行う。

(3) 広域避難への協力

市は、「原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定」及び「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」などに基づき、広域避難に関する協定を締結している自治体に対して、広域避難の指定避難所等を開設し、自治体の災害時要配慮者等の受入れ準備から受入れを行うとともに、広域避難受入れ準備を行う。

さらに、市内の避難所間の連絡調整や広域避難者の指定避難所への割り振り等、市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「市広域避難者受入総合窓口」を設置する。

市広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県へ報告する。

(4) 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、以下の基準によるものとする。

- ①市長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めた場合
- ②災害対策本部へ移行した場合

2 災害対策本部の設置等

(1) 災害対策本部の設置

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報を受け、市長が必要と認めた場合、速やかに状況に合わせた体制の確立、情報収集・連絡が行えるよう、「つくばみらい市職員初動マニュアル（防災・国民保護）」、「災害対策本部（災害警戒本部）の配備体制」に基づき職員を参集する。この際、状況により職員を増強するとともに、国及び県との密接な連携に留意する。

(2) 情報収集及び広報

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（全面緊急事態）を発出した場合は、引き続き国及び県との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

また、市民等への広報を適時・正確に行い、市民生活の安定を図る。

(3) 広域避難への協力

市は、「原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定」及び「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」などに基づき、広域避難に関する協定を締結している自治体と連携し、広域避難の受入れを行う。

また、原子力災害対策指針（原子力規制委員会（令和3年7月21日）以下「原災指針」という。）に基づく防護措置への協力を行う。

(4) 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、以下の基準によるものとする。

- ① 県が災害対策本部を廃止した場合
- ② 市長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めた場合

第2 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

2 職員の派遣要請等

市は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めた場合は、国、県及び指定地方行政機関の長に対し、原子力災害対策能力を保有する職員等の派遣を要請する。

また、国、県及び指定地方行政機関に対し、放射線による人体障がい予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第3 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防災業務関係者の安全確保

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国及び県と密接に連携し、適切な被ばく管理を行うとともに、災害時特有の異常心理下の活動においても冷静な判断と行動ができるよう配慮する。

2 防護資機材の調達

市は、国、県及び防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材調達の協力を要請する。

第4節 屋内退避、広域避難受入れ等の防護活動

第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

市は、原災指針に基づき、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施する。

- ① 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（全面緊急事態）を発出した場合は、必要に応じ、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性のある旨の注意喚起を行う。
- ② 市は、下記の表3「緊急事態区分に応じた市の防護措置」に示す防護措置を実施するほ

か、事態の規模、時間的な推移に応じて、国及び県から避難等の予防的防護措置を講じるように指示された場合、又は緊急時モニタリングの結果が OIL に示す値を超える場合は、市民等に対して避難又は一時移転を実施する。

③市は、「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」、「福島県原子力災害広域避難計画」、「東海村広域避難計画」及び「いわき市原子力災害広域避難計画」に基づき、広域避難の支援を実施する。

表3 「緊急事態区分に応じた市の防護措置」

区分	防護措置
警戒事態	<p>【避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海村の災害時要配慮者等の受入れ準備を行う。 (福祉避難所、状況により広域避難の指定避難所の開設) その他必要な協力を行う。
施設敷地緊急事態	<p>【避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海村の災害時要配慮者等の受入れを行う。 東海村の広域避難の受入れ準備 (広域避難の指定避難所の開設) その他必要な協力を行う。
全面緊急事態	<p>【避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海村の広域避難の受入れ いわき市の広域避難の受入れ準備～受入れ (広域避難の指定避難所の開設) <p>【防護措置基準に基づく防護措置への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）への協力

第2 安定ヨウ素剤の服用等

市は、国、県及び医療機関等と連携して、原災指針に基づき、安定ヨウ素剤の服用に当たったの注意を払った上で、住民に対する服用指示等の措置を講じる。

①緊急時における市民等への安定ヨウ素剤の服用については、原則として原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県が指示することとされている。

②市は、国及び県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、市民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師が説明を行う等、医師を補助する協力を求め、配布・服用の指示を行う。

第3 災害時要配慮者対応

①市は、災害時、国、県及び関係機関と連携し、災害時要配慮者の避難生活、健康状態の把握に努める。

また、病院等医療機関や社会福祉施設は、多くの避難行動要支援者が入院・入所している可能性が高いため、状況の把握に努め、安全の確保を徹底する。

②市は、「つくばみらい市職員初動マニュアル(防災・国民保護)」の「要配慮者支援対策」及び「要配慮者支援対策(外国人)」に基づき支援を行う。

また、ラジオ、ホームページ、市防災アプリ及び SNS 等を活用し、やさしい日本語及び多言語による広報を行う。

第4 学校等施設における避難

学校等施設において、児童・生徒等の在校時に原子力災害が発生した場合は、教職員の指示のもと屋内退避する。

また、あらかじめ定めたルールに基づき児童・生徒等を保護者へ引き渡し、県に対して速やかにその旨を報告する。

第5 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、大型商業店舗及びその他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難指示等があった場合は、屋内避難する。

第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限

市は、原災指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を行う。

第6節 医療活動

市は、国及び県が行う緊急時における市民等の健康管理、緊急被ばく医療について協力する。

第7節 市民等への広報活動

風評、流言等による社会的混乱を防止し、市民の心の安定を図るとともに、市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表及び伝達を行う広報活動が重要である。

また、市民等からの問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 市民等への広報活動

- ①市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響を可能な限り低くするため、市民等に対する的確な広報活動を迅速かつ分かりやすく正確に行う。
- ②市は、市民等への情報提供に当たっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備する。
また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう定期的な広報に努める。
- ③市は、市民のニーズを把握し、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報、予測や放射性物質の大気中拡散予測等)、農林畜産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市(いわき市及び東海村含む)が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等の情報等、市民に役立つ正確かつきめ細かな情報を提供する。その際、市民の心の安定並びに災害時要配慮者、一時滞在者、在宅避難者の広域避難者等に配慮した広報を行う。
- ④市は、十分に内容を確認した上で、市民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡を取り合う。
- ⑤市は、広報活動に当たって防災行政無線、広報紙、広報車、登録制メール、市防災アプリ、SNS、ホームページによるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、新聞社等の協力を得るように努める。
また、指定避難場所等に避難している被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第2 市民からの問い合わせに対する対応等

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うため体制を整備する。

また、市民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理、広報活動を行う。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められたときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第3節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等の各種制限措置の解除を行うとともに、解除の実施状況を確認する。

第4節 市民等の健康影響調査等の実施

第1 健康影響調査・健康相談

- ①県は、国及び所在・関係周辺市町村とともに、防護対策を講じた地域の市民に対して、独立行政法人日本原子力開発機構・原子力緊急時支援・研究センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査(健康診断等)及び心のケアを含む健康相談を実施するとともに、その体制を整備する。
- ②健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施する。

第5節 放射性物質の除去等

市は、国、県及び防災関係機関等と連携し、放射性物質の影響を受けた地域において市民等が日常生活に復帰できるよう、計画的に除染措置を講じる。

また、風評被害に対しては、国及び県の協力を得ながら風評被害の影響を可能な限り取り除き、農林水産業、商工業、観光業への被害を軽減するための対策を行う。

第6節 市民等への広報活動

市は、緊急時モニタリングの結果、各種規制措置の解除、健康被害、環境被害等の災害の状況を取りまとめて公表するとともに、分かりやすい形でその内容を幅広く広報する。

風評被害が発生するおそれのある場合には、テレビ、ラジオ、ホームページ、市防災アプリ、登録制メール、SNS 等を用いて、市民全体を対象とした広報を行うとともに、首都圏等に対する広報を積極的に行う。

第7節 被害状況の調査

市は、「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に基づく県の指示により、被害状況の調査を状況に応じて実施する。